

平成記念病院における 輸血療法に関する考え方について

輸血を拒否される患者さんに対しまして、当院では次の基本方針に則り診療いたします。

基本方針

輸血を行う可能性がない検査および治療に関しては、全ての患者さんに対して最善の治療をいたします。

輸血を必要とするような出血の可能性が予想される処置、手術などの治療を行う場合は、できる限り無輸血治療に努力しますが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合は輸血を行います。

輸血の同意が得られず、絶対的無輸血での処置、手術を希望される場合は、当院における治療は困難であり、転院をお勧めいたします。

患者さんやご家族がお持ちになる「免責証明書」など「絶対的無輸血治療」に同意する内容の書類等には、当院医師は署名・捺印いたしません。

絶対的無輸血治療とは

いかなる場合でも輸血を行わず、輸血により救命できる可能性があっても輸血を行わない治療